

# 指定訪問看護ステーション運営規程

## (事業の目的)

第1条 矢崎総業株式会社が開設する、(介護予防) 訪問看護事業所 (以下「ステーション」という。) の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護 (以下「訪問看護」という。) の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 ステーションは訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

- 2、ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
- 3、ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書 (以下「指示書」という。) に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2、ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (以下「看護師等」という。) によるのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

## (事業所の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ヤザキケアセンター紙ふうせん 訪問看護ステーション
- (2) 事業所の所在地 静岡県裾野市御宿 1500 番地

## (従業員、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名  
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 相当数 \*必要に応じて雇用  
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日～金曜日
- (2) 営業時間：8時30分～17時30分までとする。
- (3) 定休日：お盆、年末年始、一部休業有（当社規定カレンダーによる）  
（上記定休日に限っては、当社規定カレンダーが毎年相違するため、  
サービス提供月の2か月前に案内書を出すこととする）

2、常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅（介護予防）サービス計画に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により（介護予防）  
訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援  
センター、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整を求め、対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ①健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定・病状の観察）
- ②日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③在宅リハビリテーション看護（寝たきり予防・手足の運動など）
- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護
- ⑨家族への療養上の指導・相談

(緊急時における対応方法)

第10条 看護職員は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2、ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、次の通り利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 20,000円(税抜)

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合の交通費 実費

通常の事業の実施地域を越えた時点から1キロメートル当たり 20円

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

裾野市、御殿場市、長泉町

(苦情を処理するための措置の概要)

第13条 ステーションは、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

受付時間 : 9:00 ~ 17:00

電話番号 : 055-965-0633

住所 : 静岡県裾野市御宿1500番地

事業所名 : ヤザキケアセンター 紙ふうせん

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2、ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

- 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修：年1回以上

2、従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4、ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保管しなければならない。

(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

5、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、矢崎総業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2018年 3月 1日から施行する。

2021年 6月21日 改定

2024年 2月 1日 改定